

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、下記のとおり国庫補助金を交付されるよう、収支予算書その他関係資料を添えて申請します。

記

1. 国庫補助金交付申請額

円

2. 国庫補助金交付申請額の内訳

(単位:円)

補助対象経費 (A)	申請額 (B)	設置者負担額 (A)-(B)
	0	0

3. 事業計画等(別添1のとおり)

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請書
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、下記のとおり国庫補助金を交付されるよう、収支予算書その他関係資料を添えて申請します。

記

1. 国庫補助金交付申請額 円

2. 国庫補助金交付申請額の内訳

(単位:円)

区分	補助対象経費 (A)	申請額 (B)	設置者負担額 (A)-(B)
(1) スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組		0	0
(2) スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等の罹患を防ぐための取組		0	0
計	0	0	0

3. 事業計画等(別添1のとおり)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、下記のとおり国庫補助金を交付されるよう、収支予算書その他関係資料を添えて申請します。

記

1. 国庫補助金交付申請額 円

2. 国庫補助金交付申請額の内訳

(単位:円)

補助対象経費	12,060円に参加児童生徒数を乗じた金額	申請額

3. 事業計画等(別添1のとおり)

学校保健特別対策事業費補助金 事業計画書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

1. 補助対象経費と上限額

学校数	児童生徒数	補助対象経費の上限額	補助対象経費の額

※補助対象経費の上限額 児童生徒数の合計×340円

2. 対象となる学校と取組に要する経費

	学校名	児童生徒数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
計		

学校保健特別対策事業費補助金 事業計画書
(特別支援学校等スクールバス感染症対策支援事業)

1. 取組を実施する理由

--

2. 取組の内容

(1) スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組

学校名	取組内容	実施期間	備考

- (注) 1. 「取組内容」は、増加するスクールバスの台数や運行回数の増加数等を記入すること。
2. 「実施期間」は、取組の実施日から終了予定日(○月○日～○月○日)を記入すること。
3. バス等の契約方法(単価契約、年間契約など)を「備考」に記入すること。

(2) スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等の罹患を防ぐための取組

学校名	取組内容	実施期間	備考

- (注) 1. 「取組内容」は、契約するタクシー等の台数、利用する幼児児童生徒数等を記入すること。
2. 「実施期間」は、取組の実施日から終了予定日を記入すること。
3. タクシー等の契約方法(単価契約、年間契約など)を「備考」に記入すること。

3. 取組に要する経費

学校名	取組内容	補助対象経費(円)	備考
合計		0	

- (注) 1. 「取組内容」は、(1)または(2)の取組のうち、該当する番号を記入すること。また、同一の学校で(1)、(2)両方の取組を実施している場合は、それぞれ行を作成し記入すること。
2. 「補助対象経費」は、主に運行委託料を想定しているが、その他、取組に要する経費が含まれている場合は、「備考」に内訳を記入すること。

4. その他の必要な事項

- 取組を実施するにあたり補助事業者が定める実施要項等を添付すること。
- 各学校の取組内容(通常時のスクールバスの運行状況(乗車人数や運行時間)、取組実施による乗車人数等の状況、添乗員の体制等)の詳細がわかる書類を添付すること。

学校保健特別対策事業費補助金 事業計画書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

1. 修学旅行の中止又は延期に伴い発生した経費等

(学校設置者名)

No.	学校名	中止・延期	参加学年	参加児童生徒数 ①	修学旅行期間	修学旅行先	児童生徒一人当たりの修学旅行費	補助対象経費			12,060円に参加児童生徒数を乗じた金額 ①×12,060円 = (B)	申請額 (A)と(B)のいずれか低い額	備考
								旅行事業者等から請求された経費 ②	その他 ③	計 ②+③=(A)			
合 計													

(注) 1. 修学旅行先について、修学旅行の行き先が複数ある場合は全ての行き先を記入すること。(海外の場合は国名を記入すること。)

2. 児童生徒一人当たりの修学旅行費について、当初予定していた修学旅行費を記載すること。(中止又は延期により発生した経費は含めないこと。)

3. 補助対象経費については、以下の点に留意すること。

(1) 旅行事業者等から請求された経費については、修学旅行の中止又は延期に伴い旅行事業者等から請求された経費のうち保護者が負担すべき経費を記入すること。

なお、引率の教師等に係る経費や再延期をする場合の経費等は対象外になるので、記入しないこと。

(2) その他については、学校設置者が保護者等に返金した場合の振込手数料などの経費を記入すること。

なお、その他に計上した場合は、当該経費の具体的な内容を備考欄に記入すること。

4. 学部・課程ごとやコースを分けて修学旅行を実施している場合は、それぞれ行を分けて記入すること。

2. 以下の資料を添付すること(写し可)

- ・予定していた修学旅行の内容が確認できる書類(修学旅行承認申請書や修学旅行の実施計画書など)
- ・修学旅行の中止又は延期したことが確認できる書類
- ・補助対象経費における修学旅行の中止又は延期に伴い旅行事業者等から請求された経費の内容が確認できる書類
- ・補助対象経費において、保護者や旅行事業者等へ支出したことが確認できる書類又は支出を予定していることが確認できる書類

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請一覧
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

市町村・公立大学法人・学校法人分

番号	交付申請者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費 円	交付申請額 円
1					0
2					0
3					0
4					0
5					0
6					0
7					0
8					0
9					0
10					0
11					0
12					0
13					0
14					0
15					0
16					0
17					0
18					0
19					0
20					0
合計				0	0

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請一覧
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

市町村・公立大学法人・学校法人分

番号	交付申請者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費			交付申請額		
				(1)スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組 円	(2)スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等の罹患を防ぐための取組 円	計 円	(1)スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組 円	(2)スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等の罹患を防ぐための取組 円	計 円
1						0	0	0	0
2						0	0	0	0
3						0	0	0	0
4						0	0	0	0
5						0	0	0	0
6						0	0	0	0
7						0	0	0	0
8						0	0	0	0
9						0	0	0	0
10						0	0	0	0
11						0	0	0	0
12						0	0	0	0
13						0	0	0	0
14						0	0	0	0
15						0	0	0	0
16						0	0	0	0
17						0	0	0	0
18						0	0	0	0
19						0	0	0	0
20						0	0	0	0
合計				0	0	0	0	0	0

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付申請一覧
 (修学旅行のキャンセル料等支援事業)

市町村・公立大学法人・学校法人分

番号	交付申請者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費 円	12,060円に 参加児童生徒数を 乗じた金額 円	交付申請額 円
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計				0	0	0

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)」とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金額	円

3 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。

4 補助金の確定額は、補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2(国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が実施する補助事業にあつては10/10)を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)と補助金額とのいずれか低い額とする。

5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。

6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)」とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金額	円
- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2（国立大学法人が実施する補助事業にあっては10/10）を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）と補助金額とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令（昭和30年政令第255号）」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(修学旅行のキャンセル料等支援事業)」とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
12,060円に参加児童 生徒数を乗じた金額	円
補助金額	円

3 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。

4 補助金の確定額は、対象となる各学校ごとに補助対象経費と12,060円に参加児童生徒数を乗じて得た金額のいずれか低い額を算出し、それらの額を合計した金額とする。(最終的に合計した金額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)

5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。

6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、文部科学大臣より次のとおり交付決定する旨の連絡があったので同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

(都道府県教育委員会名)
(都道府県知事名)

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)」とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金額	円

3 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。

4 補助金の確定額は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)と補助金額とのいずれか低い額とする。

5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。

6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、文部科学大臣より次のとおり交付決定する旨の連絡があったので同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

(都道府県教育委員会名)
(都道府県知事名)

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)」とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金額	円

3 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。

4 補助金の確定額は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)と補助金額とのいずれか低い額とする。

5 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。

6 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定通知書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、文部科学大臣より次のとおり交付決定する旨の連絡があったので同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

(都道府県教育委員会名)
(都道府県知事名)

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(修学旅行のキャンセル料等支援事業)」とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
12,060円に参加児童 生徒数を乗じた金額	円
補助金額	円

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、対象となる各学校ごとに補助対象経費と12,060円に参加児童生徒数を乗じて得た金額のいずれか低い額を算出し、それらの額を合計した金額とする。(最終的に合計した金額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

様式第4-1 (第5条関係)

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定額一覧
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	交付申請者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費 円	補助金額 円
1					0
2					0
3					0
4					0
5					0
6					0
7					0
8					0
9					0
10					0
11					0
12					0
13					0
14					0
15					0
16					0
17					0
18					0
19					0
20					0
合計				0	0

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定額一覧
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	交付申請者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費			補助金額		
				(1)スクールバスに乘車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組 円	(2)スクールバスに乘車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等の罹患を防ぐための取組 円	計 円	(1)スクールバスに乘車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組 円	(2)スクールバスに乘車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等の罹患を防ぐための取組 円	計 円
1						0	0	0	0
2						0	0	0	0
3						0	0	0	0
4						0	0	0	0
5						0	0	0	0
6						0	0	0	0
7						0	0	0	0
8						0	0	0	0
9						0	0	0	0
10						0	0	0	0
11						0	0	0	0
12						0	0	0	0
13						0	0	0	0
14						0	0	0	0
15						0	0	0	0
16						0	0	0	0
17						0	0	0	0
18						0	0	0	0
19						0	0	0	0
20						0	0	0	0
合計				0	0	0	0	0	0

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 交付決定額一覧
 (修学旅行のキャンセル料等支援事業)

市町村・公立大学法人・学校法人分

番号	交付申請者名	交付申請番号	交付申請年月日	補助対象経費	12,060円に 参加児童生徒数を 乗じた金額	補助金額
				円	円	円
1						0
2						0
3						0
4						0
5						0
6						0
7						0
8						0
9						0
10						0
11						0
12						0
13						0
14						0
15						0
16						0
17						0
18						0
19						0
20						0
合計				0	0	0

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 計画変更承認申請書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第8条1項の規定により、下記のとおり事業の内容を変更したいので承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 既交付決定額 円
- 2. 変更後の交付申請額 円
- 3. 差引増減額 円
- 4. 変更の事由

5. 変更後の内訳

区分	変更後の 補助対象経費 (A)	変更後の 交付申請額 (B)	既交付決定額 (C)	差引増減額 (D)=(B)-(C)
感染症対策のためのマスク等購入支援事業		0		0

(注) 別紙として、当初の事業計画書の訂正したものを添付すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 計画変更承認申請書
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第8条1項の規定により、下記のとおり事業の内容を変更したいので承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 既交付決定額 円
2. 変更後の交付申請額 円
3. 差引増減額 円
4. 変更の事由

5. 変更後の内訳

区分	変更後の 補助対象経費 (A)	変更後の 交付申請額 (B)	既交付決定額 (C)	差引増減額 (D)=(B)-(C)
(1) スクールバス に乘車する幼児児童 生徒の少人数化を図 る取組		0		0
(2) スクールバス に乘車する医療的ケ アを必要とする幼児 児童生徒等の罹患を 防ぐための取組		0		0
計	0	0	0	0

(注) 別紙として、当初の事業計画書の訂正したものを添付すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 (記名押印又は署名)
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 計画変更承認申請書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第8条1項の規定により、下記のとおり事業の内容を変更したいので承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 既交付決定額 円
2. 変更後の交付申請額 円
3. 差引増減額 円
4. 変更の事由

5. 変更後の内訳

区分	変更後の 補助対象経費 (A)	変更後の12,060 円に参加児童生 徒数を乗じた金 額 (B)	変更後の 交付申請額 (C)	既交付決定額 (D)	差引増減額 (E) = (C) - (D)
修学旅行のキャン セル料等支援 事業					0

(注) 別紙として、当初の事業計画書の訂正したものを添付すること。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更して交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)」とし、その内容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が実施する補助事業にあっては10/10）を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）と補助金額とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令（昭和30年政令第255号）」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更して交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)」とし、その内容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2(国立大学法人が実施する補助事業にあつては10/10)を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)と補助金額とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更して交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(修学旅行のキャンセル料等支援事業)」とし、その内容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費		12,060円に参加児童生徒数を乗じた金額		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後	当初	変更後

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、対象となる各学校ごとに補助対象経費と12,060円に参加児童生徒数を乗じて得た金額のいずれか低い額を算出し、それらの額を合計した金額とする。(最終的に合計した金額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、文部科学大臣より、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更交付決定する旨の連絡があったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

(都道府県教育委員会名)
(都道府県知事名)

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)」とし、その内容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)と補助金額とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
（特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業）

（補助事業者名）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、文部科学大臣より、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更交付決定する旨の連絡があったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

（都道府県教育委員会名）
（都道府県知事名）

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)」とし、その内容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に1/2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）と補助金額とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令（昭和30年政令第255号）」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定通知書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校保健特別対策事業費補助金については、文部科学大臣より、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定を、次のとおり変更交付決定する旨の連絡があったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

(都道府県教育委員会名)
(都道府県知事名)

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校保健特別対策事業費補助金(修学旅行のキャンセル料等支援事業)」とし、その内容は、変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費		12,060円に参加児童生徒数を乗じた金額		補助金額	
当初	変更後	当初	変更後	当初	変更後

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は、対象となる各学校ごとに補助対象経費と12,060円に参加児童生徒数を乗じて得た金額のいずれか低い額を算出し、それらの額を合計した金額とする。(最終的に合計した金額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- 補助事業者は、「適正化法」「同法施行令(昭和30年政令第255号)」及び「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」に従わなければならない。
- 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人等にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

様式第7（第9条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 （記名押印又は署名）
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 中止（廃止）承認申請書
（事業名）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学校保健特別対策事業費補助金（事業名）については、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日文部科学大臣決定）第9条の規定に基づき、下記の理由により補助事業を中止・廃止したいので承認されたく申請します。

記

1. 交付決定額 円

2. 事業中止（廃止）の理由

3. 添付書類

※交付決定通知書の写しを添付すること。

様式第8（第10条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 （記名押印又は署名）
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 遅延報告書
（事業名）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学校保健特別対策事業費補助金（事業名）については、年度内に事業の完了が困難となったため、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

理由

様式第9（第11条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 （記名押印又は署名）
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実施状況報告書
（事業名）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、標記補助金に係る事業の遂行状況を別紙のとおり報告します。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 状況報告書
 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

(単位:円)

	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	支出済額 (C)	支出見込額 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	(F) = (E) × 補助 率 ※千円未満切捨	差引増(△減)額 (G) = (F) - (B)
感染症対策のためのマスク等購入支援事業		0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

- 1 (B)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- 2 「支出済額(C)」には、既支出済額を記入すること。
- 3 「支出見込額(D)」には、これから支出する見込み額を記入すること。ただし、(C)欄に記載した経費を再掲しないこと。
- 4 (F)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 状況報告書
 (特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

(単位:円)

	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	支出済額 (C)	支出見込額 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	(F) = (E) × 補助 率 ※千円未満切捨	差引増(△減)額 (G) = (F) - (B)
(1)スクールバスに乗車する幼児児童 生徒の少人数化を図る取組		0			0	0	0
(2)スクールバスに乗車する医療的ケ アを必要とする幼児児童生徒等の罹 患を防ぐための取組		0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

- 1 (B)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- 2 「支出済額(C)」には、既支出済額を記入すること。
- 3 「支出見込額(D)」には、これから支出する見込み額を記入すること。ただし、(C)欄に記載した経費を再掲しないこと。
- 4 (F)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 状況報告書
 (修学旅行のキャンセル料等支援事業)

(単位:円)

	補助対象経費 (A)	12,060円に参加 児童生徒数を乗 じた金額 (B)	交付決定額 (C)	支出済額 (D)	支出見込額 (E)	合計 (F) = (D) + (E)	差引増(△減)額 (G) = (F) - (C)
修学旅行のキャンセル料等支援事業						0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

- (C) 欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- 「支出済額(D)」には、既支出済額を記入すること。
- 「支出見込額(E)」には、これから支出する見込み額を記入すること。ただし、(C) 欄に記載した経費を再掲しないこと。
- (F) 欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

様式第10（第12条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 （記名押印又は署名）
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名
独立行政法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実績報告書の提出について
（事業名）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、別紙のとおり実績報告書を提出します。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実績報告書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

(単位:円)

補助事業区分	交付決定額 (A)	補助事業に要した経費 (B)	(A)と(B)のいずれか 低い額(C)
感染症対策のためのマスク等購入支援事業			
計	0	0	0

- 1 (A)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- 2 (C)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実績報告書
 (特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

(単位:円)

補助事業区分	交付決定通知に基づく 補助対象経費	交付決定額 (A)	補助事業に要した経 費 (B)	(B)×補助率 ※千円未満切捨 (C)	(A)と(C)のいずれか 低い額(D)	概算払受領済額 (E)	差引精算額 (D)-(E)
(1)スクールバスに乗車する 幼児児童生徒の少人数化 を図る取組				0	0		0
(2)スクールバスに乗車する 医療的ケアを必要とする幼 児児童生徒等の罹患を防ぐ ための取組				0	0		0
計	0	0	0	0	0	0	0

- (A)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- (C)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

都道府県等名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 実績報告書
 (修学旅行のキャンセル料等支援事業)

(単位:円)

補助事業区分	交付決定額 (A)	補助事業に要した経費 (B)	(A)と(B)のいずれか 低い額(C)
修学旅行のキャンセル料等支援事業		都道府県等名	
計	0	0	0

- 1 (A)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。
- 2 (C)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。
- 3 補助対象経費において、保護者又は旅行事業者等へ支出したことが確認できる書類を添付すること。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金の額の確定通知書
（事業名）

（補助事業者名）

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金の額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、次のとおり確定します。

令和 年 月 日

文部科学大臣
都道府県教育委員会
都道府県知事

確 定 額

学校保健特別対策事業費補助金

円

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(記名押印又は署名)

都道府県教育委員会名
都道府県知事名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額の確定報告書
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 総括表

補助対象経費 円	交付決定額 (A) 円	確定額 (B) 円	不用額 (A) - (B) 円	確定年月日

2. 内訳 (別紙のとおり)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(記名押印又は署名)

都道府県教育委員会名
都道府県知事名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額の確定報告書
(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 総括表

補助対象経費 円	交付決定額 (A) 円	確定額 (B) 円	不用額 (A) - (B) 円	確定年月日

2. 内訳 (別紙のとおり)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(記名押印又は署名)

都道府県教育委員会名
都道府県知事名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額の確定報告書
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金に係る額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 総括表

補助対象経費 円	12,060円に参加児童生徒数を乗じた 金額	交付決定額 (A) 円	確定額 (B) 円	不用額 (A) - (B) 円	確定年月日

2. 内訳 (別紙のとおり)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事名 （記名押印又は署名）
市町村長名
国立大学法人の長名
公立大学法人理事長名
学校法人理事長名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 消費税等仕入控除税額確定報告書
（事業名）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学校保健特別対策事業費補助金（事業名）について、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の額（交付要綱第13条1項による額の確定額）
円
 2. 補助金の額の確定時における消費税及び地方税に係る仕入控除税額
円
 3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額
円
 4. 補助金返還相当額（上記3から2の額を差し引いた額）
円
- （注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 確定額一覧
(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	補助事業者名	補助対象経費	交付決定額 (A)	確定額 (B)	不用額 (A) - (B)	確定年月日
1		円	円	円	円	
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
11					0	
12					0	
13					0	
14					0	
15					0	
16					0	
17					0	
18					0	
19					0	
20					0	
	合計	0	0	0	0	

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 確定額一覧
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	補助事業者名	補助対象経費	12,060円に参加児童 生徒数を乗じた金額	交付決定額 (A)	確定額 (B)	不用額 (A) - (B)	確定年月日
1		円	円	円	円	円	
2						0	
3						0	
4						0	
5						0	
6						0	
7						0	
8						0	
9						0	
10						0	
11						0	
12						0	
13						0	
14						0	
15						0	
16						0	
17						0	
18						0	
19						0	
20						0	
	合計	0	0	0	0	0	

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 返還命令書

都道府県・国立大学法人名

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣

印

1 事業名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金（事業名）

2 補助金の返還額

区分	返還額
学校保健特別対策事業費補助金 （事業名）	円

3 納付期限

令和 年 月 日

納付期限までに完納しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を付するものとする。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 返還命令書

市町村・公立大学法人・学校法人名

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１８条第２項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

令和 年 月 日

都道府県名（記名押印又は署名）

1 事業名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金（事業名）

2 補助金の返還額

区分	返還額
学校保健特別対策事業費補助金 （事業名）	円

3 納付期限

令和 年 月 日

納付期限までに完納しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を付するものとする。

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更承認申請一覧
 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	補助事業者名	変更承認申請 文書番号	変更承認申請 年月日	変更後の補助対象経費 (A)	変更後の交付申請額 (B)	既交付決定額 (C)	変更増減額 (B) - (C)
1				円	円	円	円
2					0		0
3					0		0
4					0		0
5					0		0
6					0		0
7					0		0
8					0		0
9					0		0
10					0		0
11					0		0
12					0		0
13					0		0
14					0		0
15					0		0
16					0		0
17					0		0
18					0		0
19					0		0
20					0		0
合計				0	0	0	0

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更承認申請一覧
 （修学旅行のキャンセル料等支援事業）

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	補助事業者名	変更承認申請 文書番号	変更承認申請 年月日	変更後の補助対象経費 (A) 円	変更後の12,060円に参加 児童生徒数を乗じた金額 (B) 円	変更後の交付申請額 (C) 円	既交付決定額 (D) 円	変更増減額 (E) = (C) - (D) 円
1								0
2								0
3								0
4								0
5								0
6								0
7								0
8								0
9								0
10								0
11								0
12								0
13								0
14								0
15								0
16								0
17								0
18								0
19								0
20								0
合計				0	0	0	0	0

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定額一覧
 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業)

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	補助事業者名	変更承認申請 文書番号	変更承認申請 年月日	変更後の補助対象経費 (A) 円	変更後の交付決定額 (B) 円	既交付決定額 (C) 円	変更増減額 (B) - (C) 円
1					0		0
2					0		0
3					0		0
4					0		0
5					0		0
6					0		0
7					0		0
8					0		0
9					0		0
10					0		0
11					0		0
12					0		0
13					0		0
14					0		0
15					0		0
16					0		0
17					0		0
18					0		0
19					0		0
20					0		0
合計				0	0	0	0

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 変更交付決定額一覧
 （修学旅行のキャンセル料等支援事業）

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	補助事業者名	変更承認申請 文書番号	変更承認申請 年月日	変更後の補助対象経費 (A)	変更後の12,060円に参加児童 生徒数を乗じた金額 (B)	変更後の交付申請額 (C)	既交付決定額 (D)	変更増減額 (E) = (C) - (D)
1				円	円	円	円	0
2								0
3								0
4								0
5								0
6								0
7								0
8								0
9								0
10								0
11								0
12								0
13								0
14								0
15								0
16								0
17								0
18								0
19								0
20								0
合計				0	0	0	0	0

都道府県名

令和 年度学校保健特別対策事業費補助金 状況報告額一覧
(修学旅行のキャンセル料等支援事業)

市町村・公立学校法人・学校法人分

番号	補助事業者名	補助対象経費 (A)	12,060円に参加児童生徒数を乗じた金額 (B)	交付決定額 (C)	支出済額 (D)	支出見込額 (E)	合計 (F) = (D) + (E)	差引増(△減)額 (G) = (F) - (C)
		円	円	円	円	円	円	円
1							0	0
2							0	0
3							0	0
4							0	0
5							0	0
6							0	0
7							0	0
8							0	0
9							0	0
10							0	0
11							0	0
12							0	0
13							0	0
14							0	0
15							0	0
16							0	0
17							0	0
18							0	0
19							0	0
20							0	0
合計				0	0	0	0	0